

令和8年度県立中高一貫教育校入学者選抜における入学考査料の還付について

入学考査料を還付できる場合

新潟県立学校条例により、「納めた入学考査料は、入学者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない」と定められていますが、次の場合は、口座振替による還付に応じます。

詳しくは、担当（新潟県教育庁高等学校教育課教育情報化推進担当）まで相談してください。

- 新潟県公立学校ウェブ出願システムを利用し、入学者選抜の入学考査料として所定の額を納付したが、該当する出願手続（在籍する学校から志願先の学校への提出）を完了しなかった場合

【還付対象一覧（県立中高一貫教育校の場合）】

事 象	申請先	還付額
・ 県立中高一貫教育校（中等教育学校・中学校）を志願先として登録し、入学考査料を納付したが、出願手続を完了しなかった。	県	2,200

還付方法

「入学考査料還付請求書」により、入学考査料還付の請求をしていただき、請求書受付後、1か月を目途に、請求者ご本人の銀行口座に振込みます。

還付申請に必要なもの

1. 還付請求書
2. 請求者ご本人名義の銀行口座
(参考) 還付請求書記載例
※記入の際は記入例を確認。

受付場所

郵送での受付

送付先	電話番号
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県教育庁高等学校教育課 教育情報化推進担当 行	025-280-5634

受付期間（令和8年度入学者選抜）

令和8年2月27日（金）～3月12日（木）